

医療情報標準化指針の更新・追加・廃止に関する細則

医療情報標準化推進協議会

(目的)

第1条 医療情報標準化指針に採択された規格を最新の状態に保つようにすることが重要である。医療情報標準化推進協議会は、指針に採択された規格の内容が大きく改変した場合は、すみやかな更新・追加・廃止を行うように申請団体を指導すると同時に、本細則は、指針の更新・追加・廃止について定める。

(指針の再確認)

第2条 医療情報標準化推進協議会は、標準化指針になっている規格の状況を定期的に申請団体に指針の再確認を依頼する。

2 年1回 HELICS 協議会の総会前に各申請団体に問い合わせる。

(申請)

第3条 医療情報標準化推進協議会は、指針となっている規格がバージョンアップ等変更になった場合、申請団体に対して、速やかに以下の申請を行うように指導する。

2 旧規格を廃止して、新規格を指針にする場合は、更新申請を行う。

3 旧規格と新規格が並立する場合は、追加申請を行う。

4 旧規格を標準化指針として取り下げる場合は、廃止申請を行う。

(審査体制)

第4条 更新・追加・廃止の審査の手順は以下のように行う。

2 更新・追加・廃止の申請は、まず標準化委員会で審査する。標準化委員会で指針として問題がないと判断した場合は、審査委員会の審議をせずに理事会の採決を行う。

3 標準化委員会で審査が困難なときには、審査委員会を設置して、通常の指針の審査と同様のプロセスで行う。

(審査の追加項目)

第5条 指針を更新・追加・廃止する場合、通常の指針の審査項目に以下の項目を加える。

1. 更新・追加・廃止の妥当性
2. バージョン管理が明確になっているか
3. 特許や著作権などに抵触しないかを再確認する
4. メンテナンス方法が明確であることを再確認する
5. 標準規格の改訂の経緯及び決定プロセスが妥当であることを再確認する

(審査の留意点)

第6条 審査に際しては、以下の項目について留意する。

- ア 新規格にできる限り一本化する。
- イ 更新審査の時には、特に旧規格とのバックワードコンパティビリティーおよび旧規格の救済措置について確認する。

(改廃)

第7条 本細則は、理事会の決議により改廃できる。

附則

本細則は2009年7月13日より実施する。